

感染症の種類により、登園許可書（医師記載）又は登園届（保護者記載）を園に提出してください。

登 園 届（保護者記載）

園長様

入園児童氏名 _____

病名「 _____」と診断され、

_____年_____月_____日 医療機関名「 _____」において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

_____年_____月_____日

保護者名 _____

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感染しやすい期間（ ）	登園のめやす（ ）
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍（かいよう）が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R Sウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

（ ）「感染しやすい期間」や「登園のめやす」の日数を数えるに当たっては、解熱した当日や、主な症状が消えた当日は含みません。それぞれ、解熱した翌日や、主な症状が消えた翌日を1日目として数えます。

（厚生労働省 2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドラインより）